

金城学院大学公的研究費不正防止対策の基本方針

<方針>

金城学院大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び金城学院大学公的研究費の管理・運営に関する規程を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、公的研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期していきます。今後、本学の現状を踏まえ、以下の「金城学院大学における公的研究費の不正防止計画」に基づいた不正防止対策を実施していきます。

<金城学院大学における公的研究費の不正防止計画>

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正を発生させる要因	具体的防止計画
責任と権限	・責任者が責任と権限を十分に理解していない。	・学長、学部長、大学事務部長が、部局における対策とその実施状況を学部長会等の会議において、定期的に確認する。
	・時間の経過により、責任と権限の認識が低下しやすい。	・責任者とその役割をホームページで常に公開し、学内外に周知する ・学内での公的研究費の取り扱いに関する説明会等により周知徹底を図る。

2. 適正な管理・運営の基礎となる環境の整備

項目	不正を発生させる要因	具体的防止計画
ルールの明確化	・研究者と事務担当者間の運用解釈の違いがある。 ・公的研究費の仕組みに対する、関わる全ての構成員の理解が不足している。	・文部科学省、日本学術振興会等の配分機関からの通知や開催される説明会に事務担当者が参加し、ルールの把握に努める。 ・関わる全ての構成員が適切なルールの運用を理解できるよう、変更点を基に「科研費マニュアル」を作成する。
意識の向上	・公的研究費が公金であるという意識が希薄となっている。	・関わる全ての構成員に対して研修を徹底し、意識の向上を図る。 1. 研究倫理教育 2. コンプライアンス教育 ・関わる全ての構成員からルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。
	・機関における内部牽制体制が十分でない。	・定期的な啓発活動及びコンプライアンス推進責任者によるモニタリングを実施する。

3. 研究費の適正な管理・運営活動

項目	不正を発生させる要因	具体的防止計画
予算の執行	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入により研究者、事務担当者が常に執行状況を確認できる体制を整える。 ・定期的に予算の執行状況を研究者と確認し、必要があればヒアリングを行い、適切に繰越や延長制度を勧める。
物品購入・検収	<ul style="list-style-type: none"> ・一定金額以下の支出については、研究者発注を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検収は全て事務局で行うこととし、発注者と検収者を別の者とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・立替支払いについての例外処理が常態化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注システムの導入により、例外処理を行わなくてよい体制を整える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者、事務担当者、業者間の癒着を防ぐ対策が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との癒着を防止するため、不正防止対策に関する方針及びルールを年度初めに周知徹底し、前年度に一定額以上の取引実績を持つ業者から誓約書を聴取する。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進責任者によるヒアリングを実施し、用務内容の妥当性を確認する。

4. 適切な監査体制

項目	不正を発生させる要因	具体的防止計画
内部監査	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の形骸化 	<ul style="list-style-type: none"> ・学長、学部長、大学事務部長が、部局における対策とその実施状況を学部長会等の会議において、定期的に確認する。

5. 情報の伝達を確保する体制

項目	不正を発生させる要因	具体的防止計画
不正防止計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・機関における不正発生要因の認識ができていないと、不正を防止する対策等を講じられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、実効性のある計画の進捗管理に努める。